

西会津町農業委員会

第16回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和6年11月21日

西会津町農業委員会

第16回 西会津町農業委員会総会会議録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和6年11月21日（木）午前10時00分

場 所 西会津町役場 3階 大会議室

2 招 集 者 西会津町農業委員会 会長 江川 新壽

3 本日の総会に出席した委員

(農業委員)

会 長 12番委員 江川 新壽

会長職務代理者 11番委員 三瓶 常夫

委 員

1番委員 五十嵐新正 2番委員 三留弘法 3番委員 岩原 稔

5番委員 江川政次 6番委員 新田良一 7番委員 佐藤健一

8番委員 星 敬介 10番委員 武藤佐代子

(推進委員)

1番委員 若林陽三 5番委員 高橋光雄 6番委員 長谷川辰男

11番委員 齋藤良房

4 本日の総会に欠席通告した委員

(農業委員)

4番委員 坂井康司 9番委員 赤城タカ子

5 総会に出席した職員等

事務局次長 齋藤 賢

事務局員 井上 慎人

(開 会)

○議長

みなさん、おはようございます。朝晩寒くなりました。健康管理には十分注意して過ごして頂きたいと思います。本日は案件が12件もありますので議事進行には特段のご協力を頂きたいと思います。

それではこれより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して10名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席によりまして総会は成立しております。

それでは、これより「第16回西会津町農業委員会総会」を開会いたします。

本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

○議長

つづきまして会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、1番・五十嵐新正委員、10番・武藤佐代子委員をお願いいたします。

○議長

続きまして、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

（主要業務について報告する。）

○議長

ただいま事務局から報告のありました「主要業務報告」について各委員各位の質問、あるいは意見ございましたらお願いしたいと思います。

○議長

ございませんか。なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

○議長

議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有権移転）

○議長

只今、事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました若林陽三推進委員に報告を求めます。

○1番 若林陽三 推進委員

報告いたします。11月11日、月曜日になりますが申請のありました土地の現地調査を行いました。調査結果は別紙報告書のとおりであり、特に問題ありません。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに若林推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑にはいります。

○議長

質問ございませんか。質問なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論

を終わります。

これより議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有者移転）

○議長

只今、事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました若林陽三推進委員に報告を求めます。

○1番 若林陽三 推進委員

報告いたします。議案第1号と同様に11月11日に、申請のありました土地の現地調査を行いました。調査結果は別紙報告書のとおりであり、特に問題ありません。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに若林推進委員の報告が終わりました。これより質疑には

いります。

○議長

質問ございませんか。質問なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

議案第3号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有者移転）

○議長

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました若林陽三推進委員に報告を求めます。

○1番 若林陽三 推進委員

報告いたします。議案第1号、議案第2号と同様に11月11日に、申請の

ありました土地の現地調査を行いました。調査結果は別紙報告書のとおりであり、特に問題ありません。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに若林推進委員の報告が終わりました。これより質疑にはいります。

○議長

質問ございませんか。質問なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

議案第4号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有者移転）

○議長

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました若林陽三推進委員に報告を求めます。

○1番 若林陽三 推進委員

報告いたします。11月11日、議案第1号から議案第3号と同様に申請のありました土地の現地調査を行いました。調査結果は別紙報告書のとおりであり、特に問題ありません。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに若林推進委員の報告が終わりました。これより質疑にはいります。

○議長

質問ございませんか。質問なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第4号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第5号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分

について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有者移転）

○議長

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました高橋光雄推進委員に報告を求めます。

○5番 高橋光雄 推進委員

報告いたします。11月11日月曜日に申請のありました土地の現地調査を行いました。調査結果は別紙報告書のとおりであり、特に問題ありません。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに高橋光雄推進委員の報告が終わりました。これより質疑には入りません。

○議長

質問ございませんか。質問なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第5号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第6号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有者移転）

○議長

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました高橋光雄推進委員に報告を求めます。

○5番 高橋光雄 推進委員

報告いたします。11月11日に、申請のありました土地の現地調査を行いました。調査結果は別紙報告書のとおりであり、特に問題ありません。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに高橋光雄推進委員の報告が終わりました。これより質疑にはいりません。

○議長

質問ございませんか。質問なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第6号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第7号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有者移転）

○議長

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました長谷川辰男推進委員に報告を求めます。

○6番 長谷川辰男 推進委員

報告いたします。11月11日に現地調査を行いました。詳細は事務局から説明のあったとおりであり周辺の農地にも影響がないことから問題ないと判断いたします。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに長谷川辰男推進委員の報告が終わりました。これより質疑には入りません。

○議長

質問ございませんか。質問なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第7号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第8号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有者移転）

○議長

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました長谷川辰男推進委員に報告を求めます。

○6番 長谷川辰男 推進委員

それでは報告いたします。11月11日に申請のありました現地調査を行いました。調査結果は別紙報告のとおり特に問題ありません。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに長谷川辰男推進委員の報告が終わりました。これより質疑にはいります。

○議長

質問ございませんか。質問なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第8号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第9号「農地法第5条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（一時転用）

○議長

只今、事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました若林陽三推進委員に報告いただきます。

○1番 若林陽三推進委員

報告いたします。11月11日に現地確認をした詳細は事務局から説明のあったとおりであり、周辺の農地にも影響が無いことから問題ないと判断いたします。報告は以上です。

○議長

事務局並びに若林推進委員による報告がありました。それではこれより質疑を行います。

○議長

質問ございませんか。質問ないようですのでこれで質疑を終わります。それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論ないようですので討論を終わります。

これより議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第10号「農地法第5条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有権移転）

○議長

只今、事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました若林陽三推進委員に報告いただきます。

○1番 若林陽三推進委員

報告いたします。11月11日に現地確認を行いました。詳細は事務局から説明のあったとおりであり、周辺の農地にも影響が無いことから問題ないと判断いたします。報告は以上です。

○議長

事務局並びに若林推進委員による報告がありました。それではこれより質疑を行います。

○議長

質問ございませんか。質問ないようですのでこれで質疑を終わります。それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

（討論なしの声あり）

○議長

討論ないようですので討論を終わります。

これより議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第11号「土地の現況確認について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（現況確認）

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされました若林陽三推進委員の報告を求めます。

○1番 若林陽三 推進委員

報告いたします。11月11日に現地確認を行いました。詳細は事務局からの説明のとおりであり、今後農地として活用することは難しいと考えることから申請のと通りの地目とすることで問題ないと考えます。報告は以上です。

○議長

只今、事務局並びに現地調査されました若林推進委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質問ございましたらお願いいたします。

○議長

ございませんか。なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。これで討論終わります。

それでは、これより議案第11号「土地の現況確認について」を採決いたします。

それではお諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第11号「土地の現況確認については」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第12号「土地の現況確認について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（現況確認）

○議長

只今事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされました齋藤良房推進委員の報告を求めます。

○11番 齋藤良房 推進委員

報告いたします。11月11日に現地確認を行いました。詳細は事務局からの説明のとおりであり、今後農地として活用することは難しいと考えることから申請のと通りの地目とすることで問題ないと考えます。報告は以上です。

○議長

事務局の説明、並びに現地調査されました齋藤良房推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

質問ありましたらお願いいたします。ありませんか。

○議長

質問がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第12号「土地の現況確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第12号「土地の現況確認については」は原案のとおり承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。

続きまして、次第 5. その他 に移ります。

○議長

「(1) 当面の日程について」を事務局から説明を求めます。

○事務長（齋藤事務局次長）

（事務局より当面の日程について説明）

○議長

当面に日程については事務局から説明のあったとおりであります。

それでは日程についてご質問ございませんか。

○議長

続きまして、「(2) 次回総会開催日について」事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

（事務局より説明）資料を基に説明

○議長

次回総会については12月20日（金）午前10時から大会議室でございます。よろしくお願いたします。

○議長

次に「(3) その他」。に移ります。皆さんその他ございましたらよろしくお願いたします。

○議長

その他ございませんか。

○議長

事務局ございませんか。他になければ以上で本日予定されておりました案件は全て終了しました。

○議長

これで「第16回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れ様でした。